



関東・甲越支部 小委員会の運営に関する細則

2021年4月7日 関東・甲越支部大会承認

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）関東・甲越支部（以下、「支部」という）規約（0901-04）第10条に基づき、小委員会の組織・運営にかかる基本的な事項を定めることを目的とする。

(小委員会の設置)

第2条 支部においては、次の小委員会を設置する。
企画小委員会、表彰小委員会、広報小委員会

(小委員会の組織)

第3条 各小委員会は、委員長と幹事各1名、および委員若干名で構成することを原則とし、必要に応じ副委員長等を設けることができる。

(企画小委員会)

第4条 企画小委員会は、支部活動としての講演会、懇話会、研究発表会、見学会等の実施計画の起案と各計画の実施をおこなう。

(表彰小委員会)

第5条 表彰小委員会は、関東・甲越支部 支部表彰に関する細則（0901-04-03）に基づき受賞候補者の選考と贈呈をおこなう。また、支部以外の賞への推薦をおこなうことができる。

(広報小委員会)

第6条 広報小委員会は、支部活動の支部会員への周知および支部ホームページの充実と定期的な更新をおこなう。

(小委員会の運営)

第7条 各小委員会は、必要に応じて、委員長が召集して開催する。

(幹事会への報告)

第8条 各小委員会は、必要に応じて、年度計画および活動実績について支部幹事会に報告する。

(幹事会)

第9条 幹事会は、役割の一部として、支部の運営にかかわる規約、細則等の充実と見直しおよ

び支部幹事・代議員・フェロー・顧問の推薦をおこなう。また、本会倫理規程に沿った実践と実践結果の評価および支部会員への同倫理規程の周知をおこなう。

(経費)

第10条 各小委員会の運営に必要な経費は、支部予算で賄うものとする。

(改定)

第11条 本細則の改定は、支部幹事会が起案し、支部大会の承認を得たのち、理事会に報告するものとする。

2 本細則に定めるもののほか、必要な事項は、支部幹事の協議によるものとする。

附則

1 平成17年9月21日 制定

2 改定履歴

① 平成23年2月8日 支部役員会承認

② 「関東・甲越支部小委員会の運営に関する細則」に変更

平成29年4月6日 関東・甲越支部幹事会起案, 平成29年4月6日 関東・甲越支部大会承認, 平成29年5月25日第9回理事会報告

③ 総務小委員会、倫理小委員会を廃止

2021年2月26日 関東・甲越支部第3回幹事会起案, 2021年4月7日 関東・甲越支部大会承認, 2021年5月27日 第8回理事会報告

附則

1 平成23年2月8日改定の内規は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成29年4月6日改定の細則は、関東・甲越支部大会承認の日から施行する。

3 2021年4月7日改定の細則は、関東・甲越支部大会承認の日から施行する。